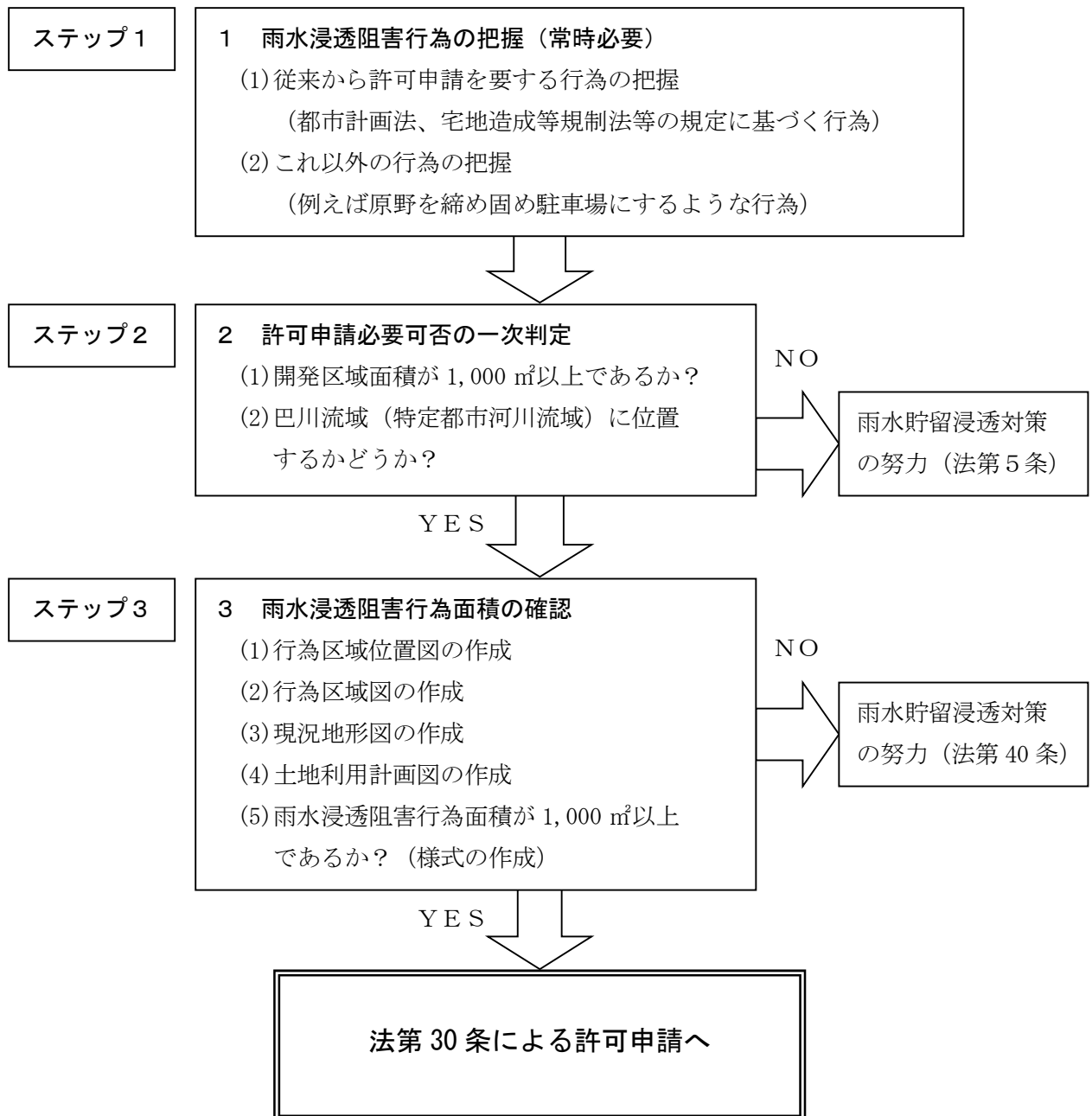


## 第6章 許可申請の流れと申請書類

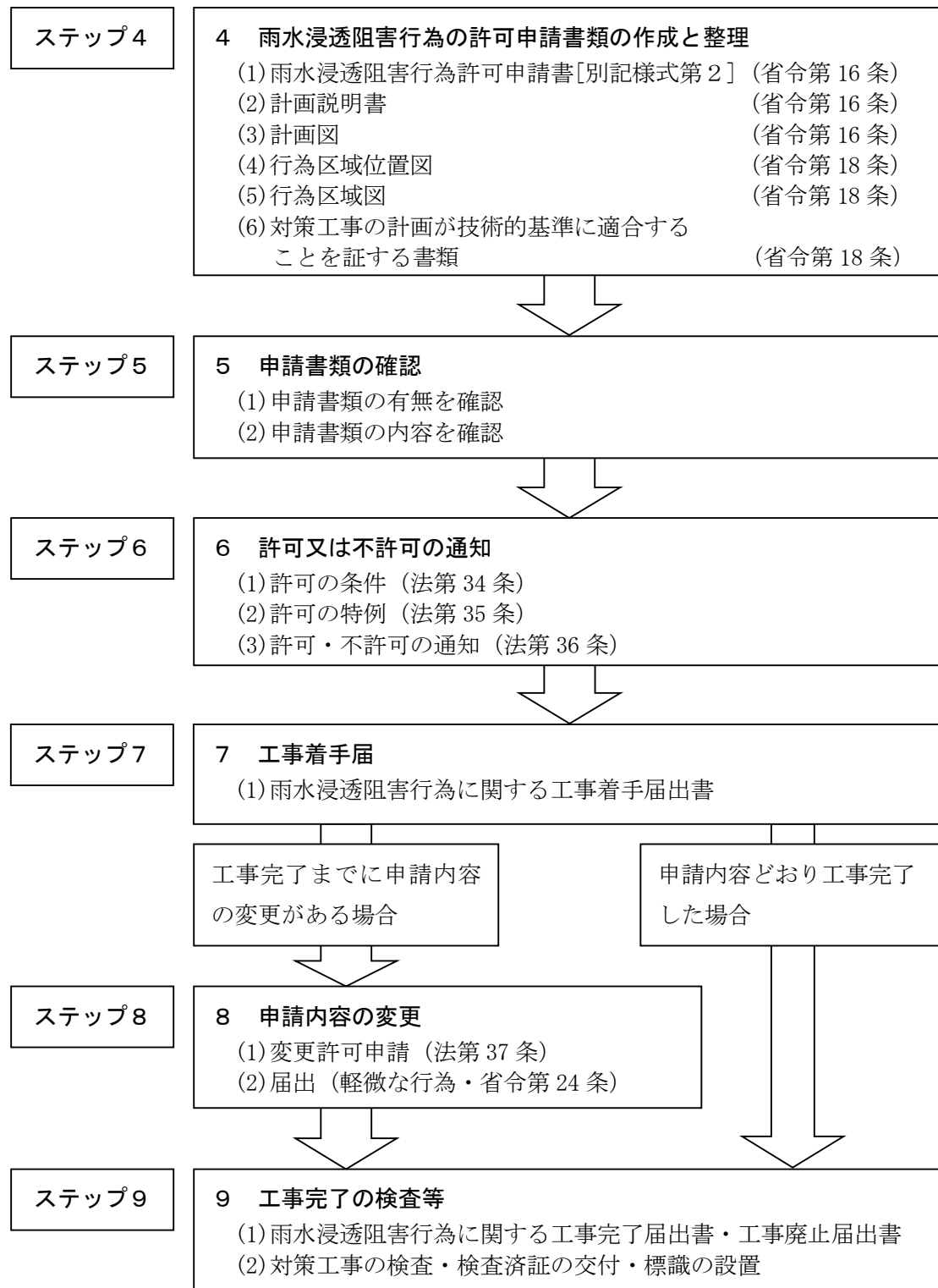
### 1 申請・許可等の事務手続きの流れ

流域内で雨水浸透阻害行為を行おうとする者は、雨水浸透阻害行為面積を確認し、1,000m<sup>2</sup>以上の場合であれば許可申請手続きに進み、国土交通省令で定める申請書を静岡市長に提出しなければならない。

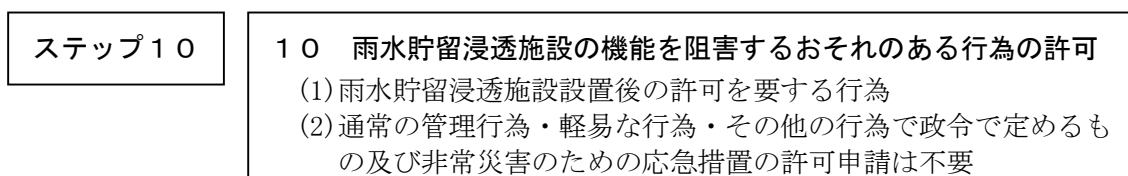
#### 1.1 雨水浸透阻害行為面積の確認までの手続きフロー



1.2 許可申請から工事検査完了までの手続きフロー



1.3 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の手続き



## 2 許可申請までの手引き

雨水浸透阻害行為は、流域内での雨水の流出増をもたらす行為（1,000m<sup>2</sup>以上）を対象としている。このため、従来から許可申請を要する

(1) 都市計画法の規定に基づく開発行為

(2) 宅地造成規制法等に基づく行為

と重複し、雨水浸透阻害行為の許可申請を行う必要が生じる。また、これまでの諸法令では規制行為でないものも、雨水浸透阻害行為の許可申請を必要とする場合が発生する。

(3) (1)、(2)以外の行為（下記例示参照）

よって、関連部署間の連携や広報などにより、雨水浸透阻害行為の許可の必要性をあらかじめ周知するとともに、日常的な監視に努める必要がある。

### ステップ1 雨水浸透阻害行為の把握及び監視

#### 2.1 都市計画法、宅地造成等規正法等の規定に基づく行為以外で雨水浸透阻害対象となる行為の例

- 1) 宅地等以外の土地（山地、林地、耕地、原野(草地)等）をローラー等で締め固め資材置き場や駐車場等を造成するような行為
- 2) 宅地等以外の土地（山地、林地、耕地、原野(草地)等）にビニールハウス・温室を建設する行為  
→雨水浸透阻害行為であれば、許可が必要。ただし、農地の転用に当たらないと都道府県農地担当部局、もしくは農業委員会が判断する場合は、法9条但し書きに規定する通常管理行為、軽易な行為に該当し対象とはならない。
- 3) 排水施設を伴うゴルフ場の一部に舗装した通路を設置する行為
- 4) 排水施設を伴うゴルフ場の一部に駐車場の設置やクラブハウスの拡張等を行う行為
- 5) 国・県や市による公共事業として宅地等以外の土地（山地、林地、耕地、原野(草地)等）において行われる雨水浸透阻害行為  
→事業目的、事業主体に係わらず許可（協議扱い）が必要
- 6) ローラー等により締め固められた土地から排水施設を伴った運動場へ土地の形質を変更する行為
- 7) 運動場の敷地内で排水が整備されていない区域に、新たに排水路を増設する行為

#### 2.2 把握方法について

雨水浸透阻害行為の有無を把握するために下記の事項を実施するとともに、違反した者への指導・改善命令を行うものとする。

- 1) 関係部局間の土地利用に関する連絡体制（課税部署との連携含む）の確立
- 2) 事前の広報による周知
- 3) パトロール体制の実施
- 4) 住民との連携（通報体制）
- 5) 航空写真による確認

**ステップ2** 許可申請必要可否の一次判定

2.3 巴川流域内での開発行為かの確認方法

開発区域が巴川流域内であるかの確認は、静岡市役所の河川課または土木事務所の窓口を設置してある「特定都市河川流域指定図(巴川流域)」を閲覧することにより確認ができる。

また、インターネットにおいても、下記 URL から同様に確認することができる。

<http://doboku.pref.shizuoka.jp/desaki2/shizuoka/tomogawa/16tokutei/tokutei-toshikasen3.html>

**ステップ3** 雨水浸透阻害行為面積の確認

2.4 行為区域位置図の作成

縮尺 1/50,000 以上の地形図を用いて、行為区域の位置を表示した図面を作成する。(図 6-1 参照)

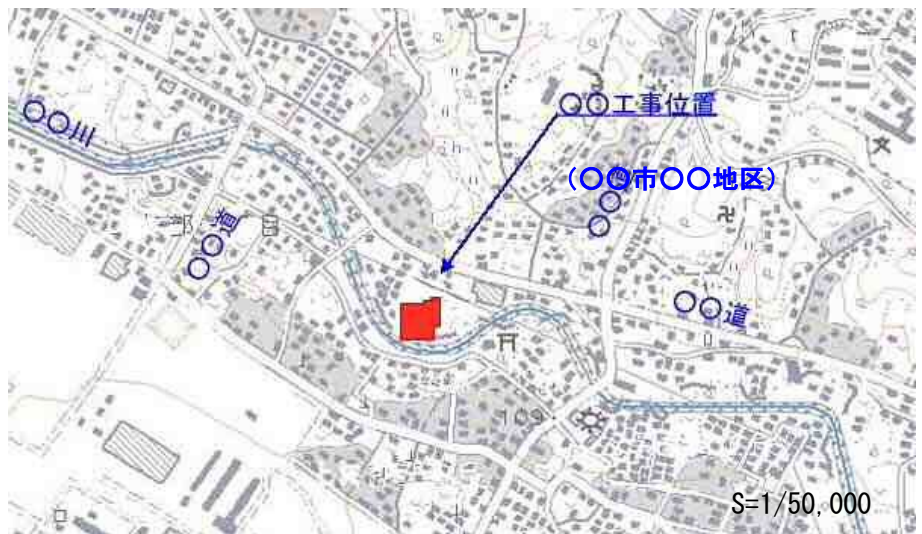


図 6-1 行為区域位置図の例

2.5 行為区域図の作成

縮尺 1/2,500 以上の県界、市町村界、土地の地番及び形状の入った地形図を用いて、行為区域（事業エリア全体）を表示した図面を作成する。(図 6-2 参照)

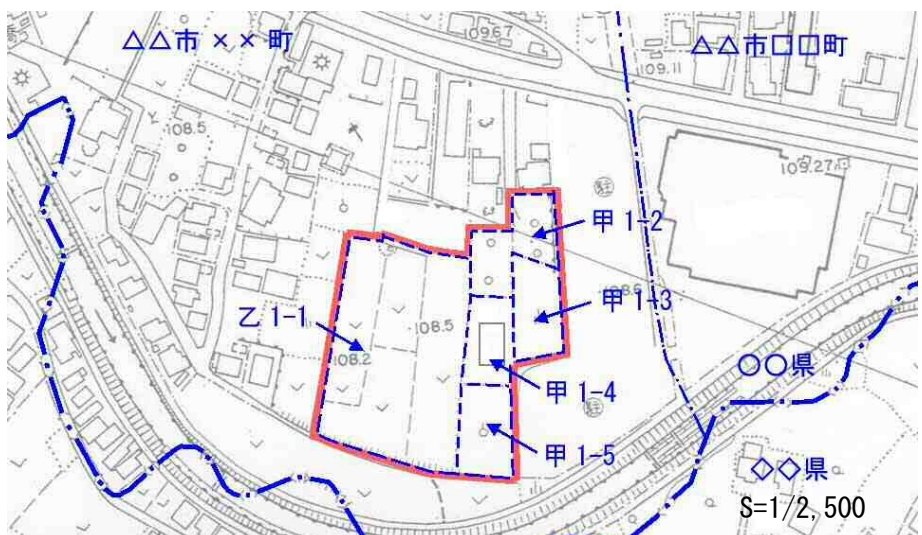


図 6-2 行為区域図の例

### 2.6 現況地形図（現況土地利用区分明示）の作成

地形縮尺 1/2,500 以上とし、地形（等高線は 2 m の標高差を示すもの）、行為区域の境界並びに土地利用区分毎（流出係数の区分毎の土地利用形態及び当該土地利用形態）の面積（着色等を行う）を明示する。

土地利用区分及び土地利用の判別は、現況の土地利用形態によることを原則とし、困難な場合は、課税地目（土地登記簿謄本）、などを参考にして行う。

また、土地利用区分をまとめた表及び現況の土地利用を証明する写真（複数可）を添付する。

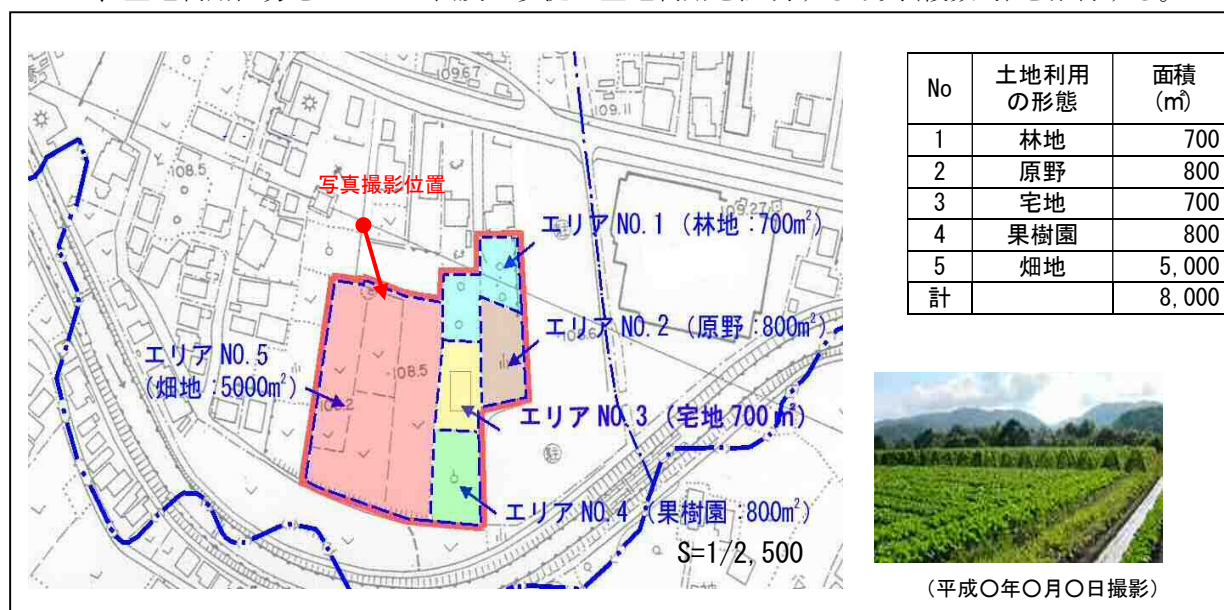


図 6-3 現況地形図の例

### 2.7 土地利用計画図（計画土地利用区分明示）の作成

行為区域の境界並びに土地利用区分（流出係数の区分毎の土地利用形態及び当該土地利用形態）毎の面積（着色等を行う）を明示する。

また、土地利用区分をまとめた表を添付する。なお、図面は現況及び計画の土地利用面積を重ね合わせることにより、土地利用の変化が判別できるように作成すること。

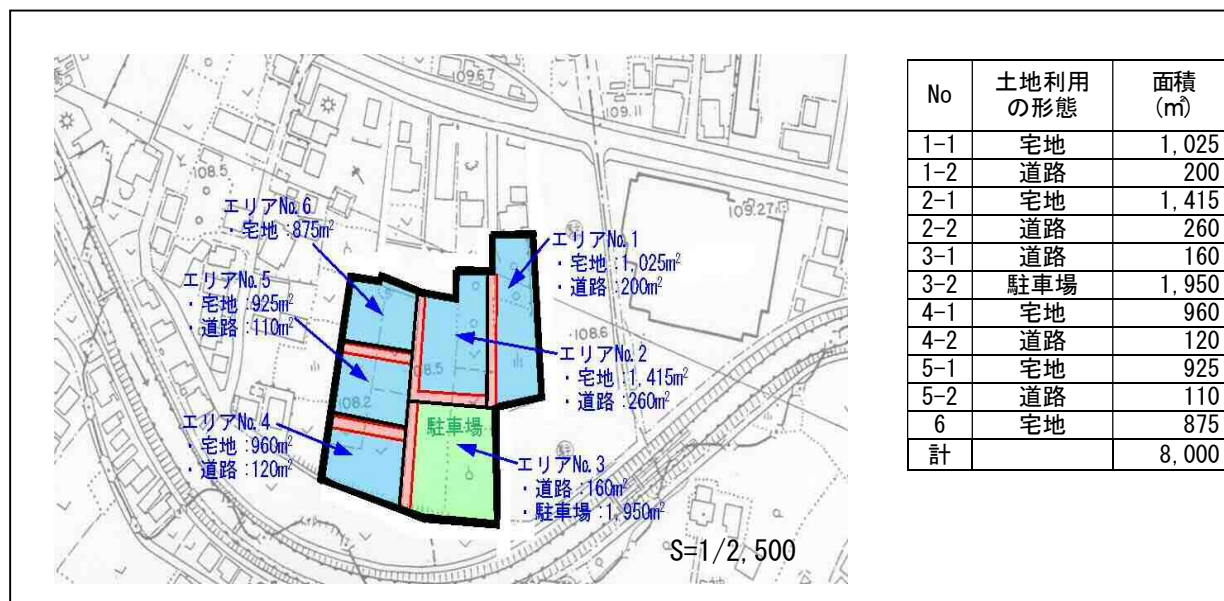


図 6-4 土地利用計画図の例

2.8 雨水浸透阻害行為面積の算定

現況土地利用及び、計画土地利用の区分毎の集水面積を別途指定の様式に記入し、雨水浸透阻害行為面積を算出し、1,000 m<sup>2</sup>を超える場合は法第9条許可申請の対象となる。

表 6-1(1/2) 雨水浸透阻害行為面積の算定 (様式-A 例示)

■現況土地利用																								
区域No	宅地等													第2号関連		第3号関連		左記以外の土地						
	宅地	池沼	水路	ため池	道路			鉄道線			飛行場			コンクリート等の不透水性の材料により覆われた土地(法面を除く)	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面	ゴルフ場(雨水を排除するための排水施設を併用したもの)	運動場その他これに類する施設(雨水を排除するための排水施設を併用したもの)	ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	山地	人工的に造成された植生に覆われた法面	林地、耕地、原野、その他がその地に係る建設機械を用いて締め固められていない土地			
					(法面を有するものに限り)			(法面を有しないものに限り)			(法面を有するものに限り)											(法面を有しないものに限り)		
					不透透法面	植生法面	その他	不透透法面	植生法面	その他	不透透法面	植生法面	その他									不透透法面	植生法面	その他
1	300																							
2																					600			
3					50																			
4																					800			
5																					900			
小計	300	0	0	0	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2300			
小計2	350													0	0	0	0	0	2300					
合計	2650													0	0	0	0	0	2300					

■計画土地利用																								
区域No	宅地等													第2号関連		第3号関連		左記以外の土地						
	宅地	池沼	水路	ため池	道路			鉄道線			飛行場			コンクリート等の不透水性の材料により覆われた土地(法面を除く)	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面	ゴルフ場(雨水を排除するための排水施設を併用したもの)	運動場その他これに類する施設(雨水を排除するための排水施設を併用したもの)	ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	山地	人工的に造成された植生に覆われた法面	林地、耕地、原野、その他がその地に係る建設機械を用いて締め固められていない土地			
					(法面を有するものに限り)			(法面を有しないものに限り)			(法面を有するものに限り)											(法面を有しないものに限り)		
					不透透法面	植生法面	その他	不透透法面	植生法面	その他	不透透法面	植生法面	その他									不透透法面	植生法面	その他
1	300																							
2														600										
3					50																800			
4																								
5	900																							
小計	1200	0	0	0	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
小計2	1250													600	0	0	800	0	0	0				
合計	2650													600	0	800	0	0	0					

表 6-1 (2/2) 雨水浸透阻害行為面積の算定 (様式-A 例示)

土地利用別面積集計表		エラーチェック⇒	OK					(様式A)
区分	土地利用の形態の細区分	①現況土地利用面積(m <sup>2</sup> )	②計画土地利用面積(m <sup>2</sup> ) 上段:現況が1号及び2号関連 中段:現況が3号関連 下段:現況が1~3号関連以外	③雨水浸透阻害行為の該当面積(m <sup>2</sup> ) 1・2号関連:②の中段+下段 3号関連 :②の下段	流出係数	行為前集水面積(ha)	行為後集水面積(ha)	
宅地等に該当する土地	宅地	700	540	4660	0.900	0.0700	0.5200	
			4660					
	池沼				1.000			
	水路				1.000			
	ため池				1.000			
	道路(法面を有しないものに限る。)		160	690	0.900		0.0850	
			690					
	道路(法面を有するものに限る。)	不浸透法面(流出係数=1.00)						
		植生法面(流出係数=0.40)						
		上記以外の土地(流出係数)						
鉄道道路(法面を有しないものに限る。)					0.900			
鉄道道路(法面を有するものに限る。)	不浸透法面(流出係数=1.00)							
	植生法面(流出係数=0.40)							
	上記以外の土地(流出係数)							
飛行場(法面を有しないものに限る。)					0.900			
飛行場(法面を有するものに限る。)	不浸透法面(流出係数=1.00)							
	植生法面(流出係数=0.40)							
	上記以外の土地(流出係数)							
宅地等以外の土地	第2号関連	コンクリート等の不浸透性材料により舗装された土地(法面を除く。)	1950	1950	0.950		0.1950	
		コンクリート等の不浸透性材料により覆われた法面			1.000			
第3号関連	ゴルフ場(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)				0.500			
	運動場その他これに類する施設(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)				0.800			
	ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地				0.500			
上記第1号から第3号に掲げる土地以外の土地	山地				0.300			
	人工的に造成され植生に覆われた法面				0.400			
	林地、耕地、原野、その他ローラーその他これらに類する建設機械を用いて締め固められていない土地	7300			0.200			
合計		8000	8000	7300		0.0700	0.8000	
合成流出係数				↑上記面積が1,000㎡以上の場合、許可申請対象		0.261	0.912	

### 3 雨水浸透阻害行為の許可申請

雨水浸透阻害行為の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を静岡市長に提出しなければならない。

- (1) 雨水浸透阻害行為をする土地の区域（以下「行為区域」という。）の位置、区域及び規模
- (2) 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画
- (3) 雨水貯留浸透施設の設置に関する工事その他の行為区域からの雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するため自ら施行しようとする工事（以下「対策工事」という。）の計画
- (4) その他国土交通省令で定める事項

前項の申請書には、国土交通省令で定める図書を添付しなければならない。

#### ステップ4 雨水浸透阻害行為の許可申請書類の作成と整理

##### 3.1 必要書類の確認

雨水浸透阻害行為の許可申請に必要な書類は下表のとおりである。また、「ダウンロード可」となっている書類については、以下のアドレスにより様式をダウンロードすることができる。

→ [http://www.city.shizuoka.jp/000\\_005217\\_00002.html](http://www.city.shizuoka.jp/000_005217_00002.html)

表 6-2 雨水浸透阻害行為の許可申請に必要な書類

根拠法令	書類(図面)の名称	様式入手方法	備考
省令 第16条	雨水浸透阻害行為許可申請書(別記様式第2)	ダウンロード可	
	計画説明書(様式第1号)	ダウンロード可	ステップ4で作成
	計画図	申請者にて作成	ステップ3で作成
	○現況地形図		ステップ3で作成
	○土地利用計画図		ステップ4で作成
○排水施設計画平面図	ステップ4で作成		
○対策工事の位置図	ステップ4で作成		
○対策工事の計画図	ステップ4で作成		
	・雨水貯留浸透施設の形状		
	・雨水貯留浸透施設構造の詳細		
省令 第18条	行為区域位置図	申請者にて作成	ステップ3で作成
	行為区域区域図	申請者にて作成	ステップ3で作成
	対策工事が技術基準に適合する書類	ダウンロード可	ステップ3で作成
	○土地利用別面積集計表(様式A)		ステップ4で作成
	○雨水浸透阻害行為後の流出量(様式B)		ステップ4で作成
○雨水貯留浸透施設の規模(様式C)	ステップ4で作成		
○調整池容量計算結果(様式D)	ステップ4で作成		
○貯留浸透施設チェックシート(様式E)	ダウンロード可	ステップ4で作成	



3.2 雨水浸透阻害行為許可申請書 別記様式第二(省令第16条) の作成

省令で定められた下表に必要な事項を記入する。

また、雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の着手予定日及び完了予定日を記載する。  
(省令第7条)

表 6-3 雨水浸透阻害行為許可申請(協議)書

別記様式第二 (第十六条関係)		【特定都市河川法施行規則】
雨水浸透阻害行為 許可申請 協 議 書		
第30条 特定都市河川浸水被害対策法の規定により、雨水浸透阻害行為について 第35条 許可を申請 て 協 議 します。 年 月 日 殿 住所 氏名		※ 手数料欄
雨水浸透阻害行為等の概要	1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
	2 雨水浸透阻害行為区域の面積	平方メートル
	3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要	
	4 対策工事の計画の概要	
	5 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日	年 月 日
	6 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日	年 月 日
	7 対策工事の着手予定日	年 月 日
	8 対策工事の完了予定日	年 月 日
	9 その他必要な事項	
※受付番号	年 月 日 第 号	
※許可に付した条件		
※許可番号	年 月 日 第 号	
備考 「許可申請」「第30条」「許可を申請 1 協 議」、「第35条」、「協 議」については、該当するものを○で囲むこと。 2 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。 3 ※印のある欄は記載しないこと。 4 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画及び対策工事の計画については、概要の記述の末尾に「(計画の詳細は、別葉の計画説明書及び計画図による。)」と記載し、それぞれ計画説明書及び計画図を別葉とすること。 5 「その他必要な事項」の欄には、雨水浸透阻害行為を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。		

3.3 計画説明書 様式第1号(省令第16条関係) の作成

計画説明書は下表に必要事項を記入し作成する。また、行為区域（対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を超える時は、当該超える区域を含む。以下同じ。）内の土地の現況及び土地利用計画を含めた雨水浸透阻害行為に係る工事計画を記載する。

表 6-4 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画説明書

【静岡市施行細則】										
様式第1号(第4条関係)										
雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書										
設計者の住所及び氏名 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)	電話									
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称										
雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画の方針										
行為区域(対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を超えるときは、当該超える区域を含む。)内の土地の現況(m <sup>2</sup> )	宅 地	池 沼	水 路	ため池	道 路 <small>のり</small> (法面無)	道 路 <small>のり</small> (法面有)	鉄道線路 <small>のり</small> (法面無)	鉄道線路 <small>のり</small> (法面有)	飛行場 <small>のり</small> (法面無)	飛行場 <small>のり</small> (法面有)
	舗装された土地 <small>のり</small> (法面を除く。)	舗装された土地 <small>のり</small> (法面)	ゴルフ場	運動場	締め固められた土地	山 地	植生に覆われた <small>のり</small> 法 面	林地・耕地・原野 その 他	合 計	
行為区域(対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を超えるときは、当該超える区域を含む。)内の土地利用計画(m <sup>2</sup> )	宅 地	池 沼	水 路	ため池	道 路 <small>のり</small> (法面無)	道 路 <small>のり</small> (法面有)	鉄道線路 <small>のり</small> (法面無)	鉄道線路 <small>のり</small> (法面有)	飛行場 <small>のり</small> (法面無)	飛行場 <small>のり</small> (法面有)
	舗装された土地 <small>のり</small> (法面を除く。)	舗装された土地 <small>のり</small> (法面)	ゴルフ場	運動場	締め固められた土地	山 地	植生に覆われた <small>のり</small> 法 面	林地・耕地・原野 その 他	合 計	
対策工事に係る雨水貯留浸透施設の計画	行為前の流出係数				行為後の流出係数					
	行為前の流出雨量				行為後の流出雨量					
	雨水貯留浸透施設の計画									

### 3.4 計画図の作成

計画図は下表の図面を用意する。

表 6-5 計画図一覧表

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
現況地形図	地形、行為区域の境界並びに流出係数の区分ごとの土地利用形態ごとの面積	1/2,500以上	等高線は、2メートルの標高差を示すものであること。
土地利用計画図	行為区域の境界並びに流出係数の区分ごとの土地利用形態及び当該土地利用形態ごとの面積	1/2,500以上	
排水施設計画平面図	排水施設の位置、排水系統、吐口の位置及び放流先の名称	1/2,500以上	
対策工事の位置図	対策工事の計画位置又は計画区域及び集水区域	1/2,500以上	
対策工事の計画図	雨水貯留浸透施設の形状	1/2,500以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。
	雨水貯留浸透施設の構造の詳細	1/500以上	流入口及び放流口の構造を含むものであること。

ステップ 3  
で作成済

ステップ 4  
で作成

#### (1) 排水施設計画平面図の作成

排水施設計画平面図には排水施設の位置、排水系統、吐口の位置及び放流先の名称を必ず明示する。



図 6-5 排水施設計画平面図の例

(2) 対策工事の位置図の作成

対策工事の位置図には対策工事の計画位置又は計画区域及び集水区域を必ず明示する。



図 6-6 対策工事位置図の例

(3) 対策工事の計画図の作成

対策工事の計画図には、雨水貯留浸透施設の形状と詳細な雨水貯留浸透施設の構造を図示することとし、流入口と放流口の構造を必ず図示する。

ポンプ排水形式の場合は、詳細な構造図の他に操作規則を必ず添付する。

平面図に標識の設置予定位置を必ず明示する。

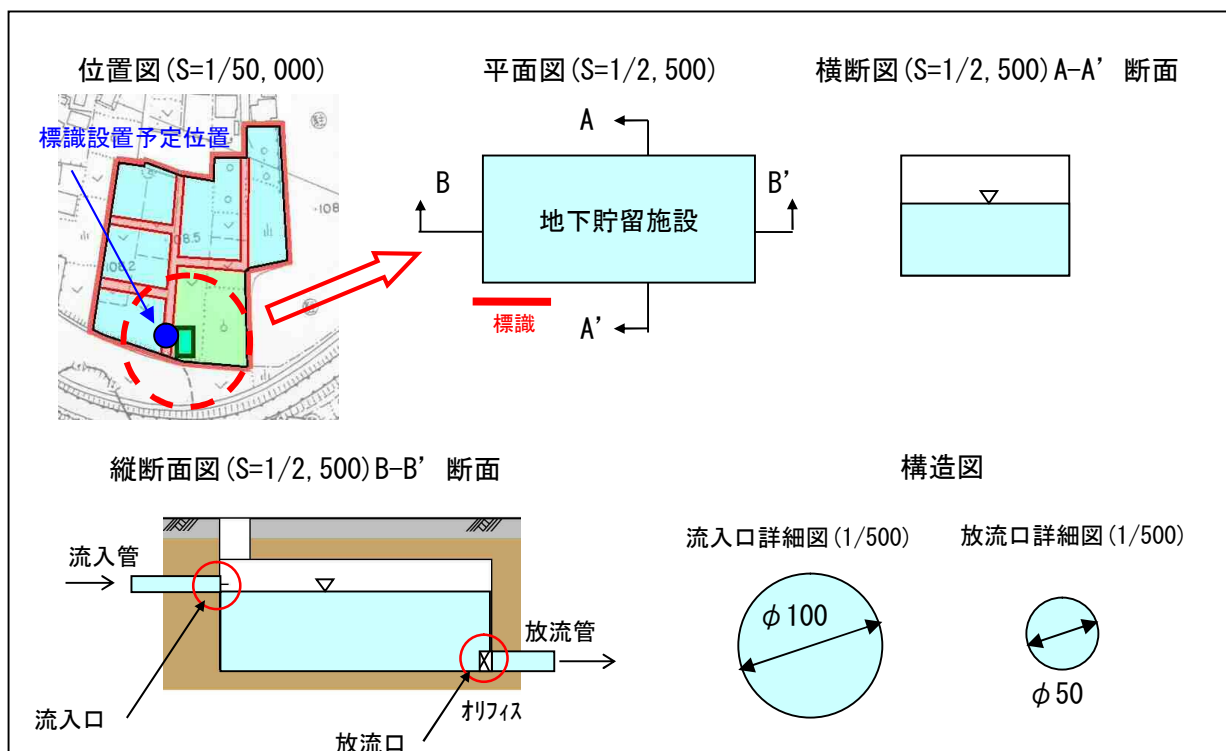


図 6-7 対策工事計画図の例

3.5 雨水浸透阻害行為の許可申請の添付図書の作成

許可申請書の添付図書として、下表の資料を添付する。

表 6-6 許可申請の添付図書一覧表

添付書類		縮尺 (様式 NO.)	備考
行為区域位置図		1/50,000 以上	ステップ 3 で作成済
行為区域区域図		1/2,500 以上	
対策工事が 技術基準に 適合する書類	土地利用別面積集計表	(様式 A)	ステップ 4 で作成
	雨水浸透阻害行為の流出量	(様式 B)	
	雨水貯留浸透施設の規模	(様式 C)	
	調整池容量計算結果	(様式 D)	
貯留浸透施設チェックシート		(様式 E)	設計手法により異なるシートを使用

1) 様式 B 雨水浸透阻害行為前後の流出量の作成

調整池容量計算システムに下図を作成する機能が付いているので、それを活用し作成する。

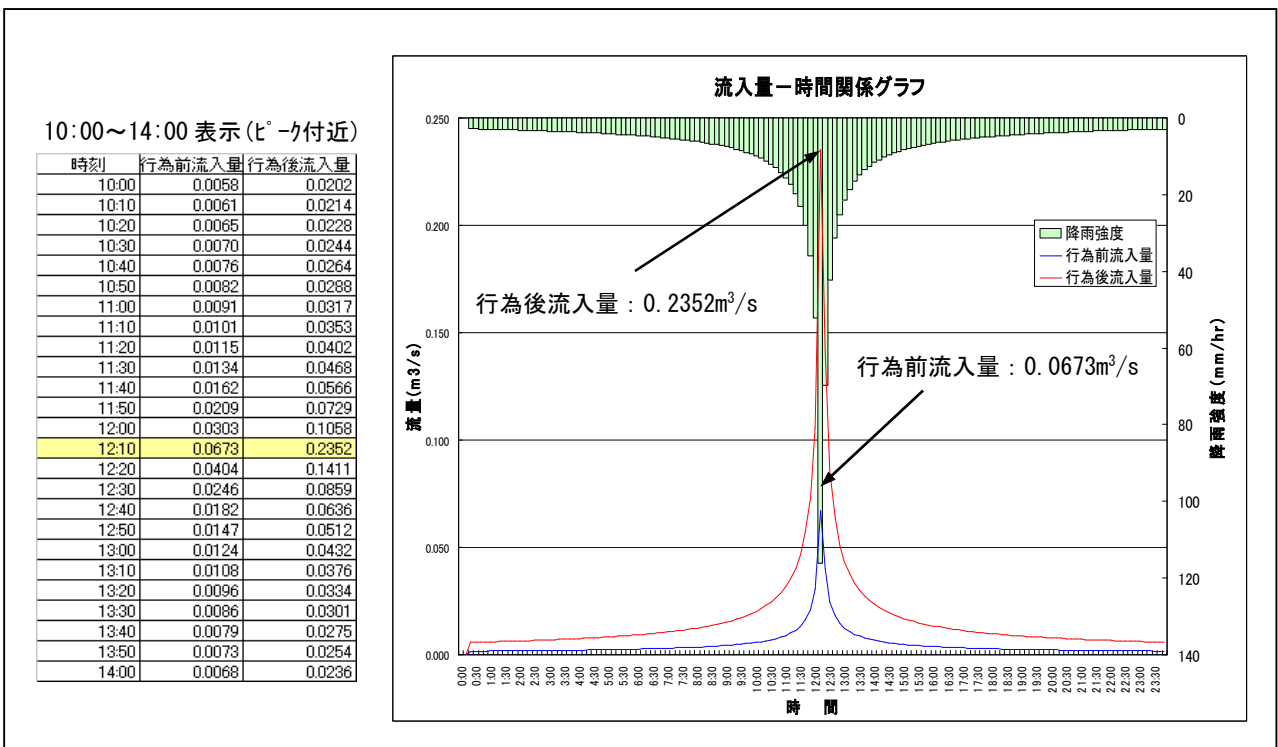


図 6-8 流入量-時間関係グラフの例

2) 様式C 対策工事における雨水貯留浸透施設の規模の作成

下図は、駐車場の地下に 328 m<sup>3</sup>の地下調整池を設置する場合の事例である。

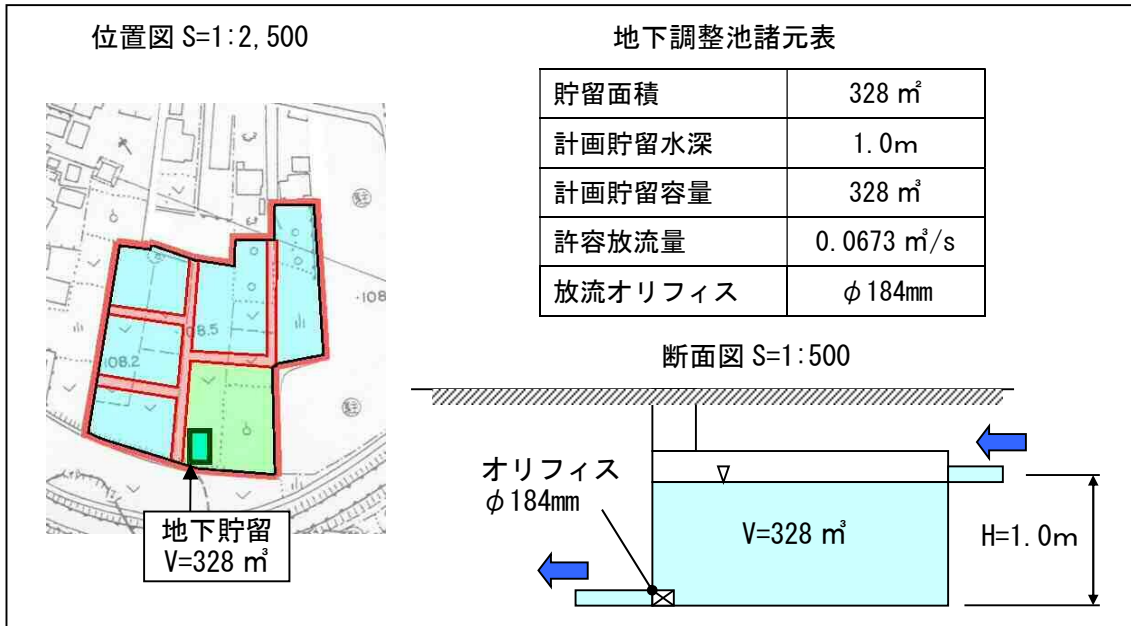


図 6-9 雨水浸透阻害行為対策工事の規模の例

3) 様式D 調整池容量計算結果の作成

調整池容量計算システムに下図を作成する機能が付いているので、それを活用し作成する。

下図は、行為前最大流出量  $Q=0.0673 \text{ m}^3/\text{s}$  に対し、行為後最大流出量  $Q=0.2352 \text{ m}^3/\text{s}$  になっており、これを雨水貯留浸透施設の設置により、調節後の最大流出量  $Q=0.0672 \text{ m}^3/\text{s}$  におさえていることを表している。これにより、行為前の雨水流出量最大値まで抑制されたことが証明される。

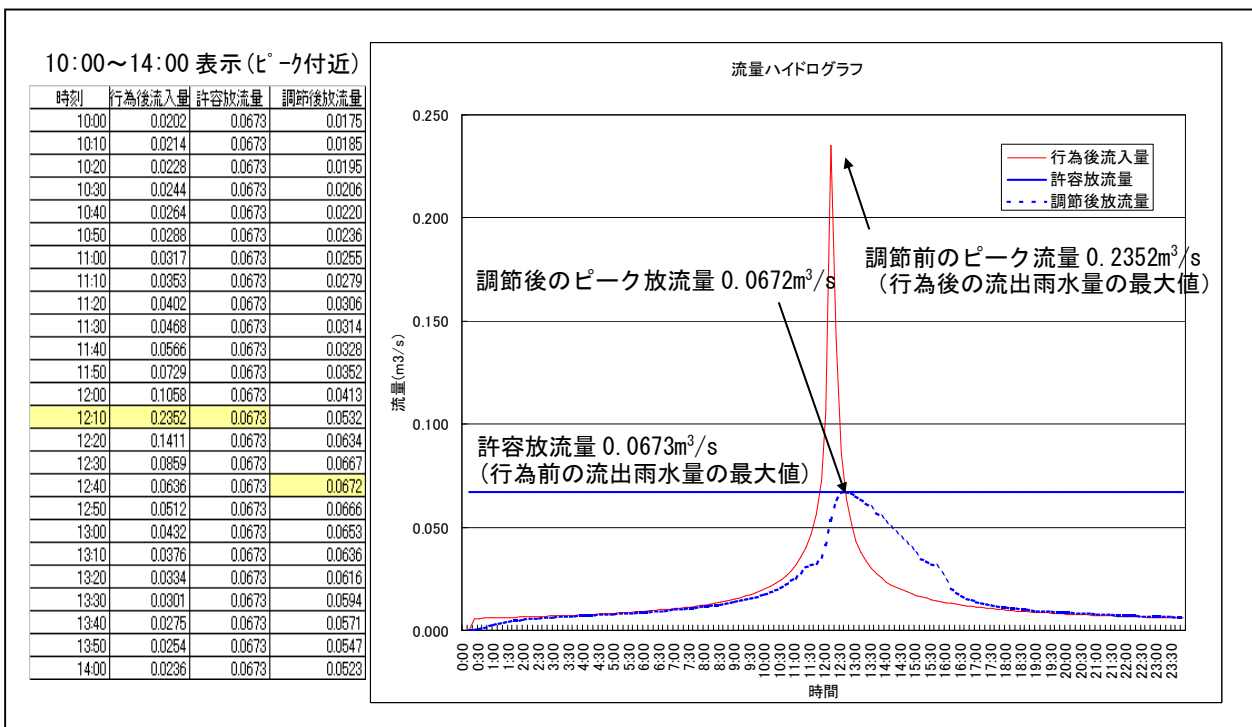


図 6-10 水位・流量ハイドログラフの例

4) 様式E 貯留浸透施設チェックシート

貯留浸透施設の計画・設計の指針に従って、基本諸元の整理、水理計算、構造物各部の形状を決定するにあたり、作業を順序良く、正確に行うためにチェックシートによる確認を行う。

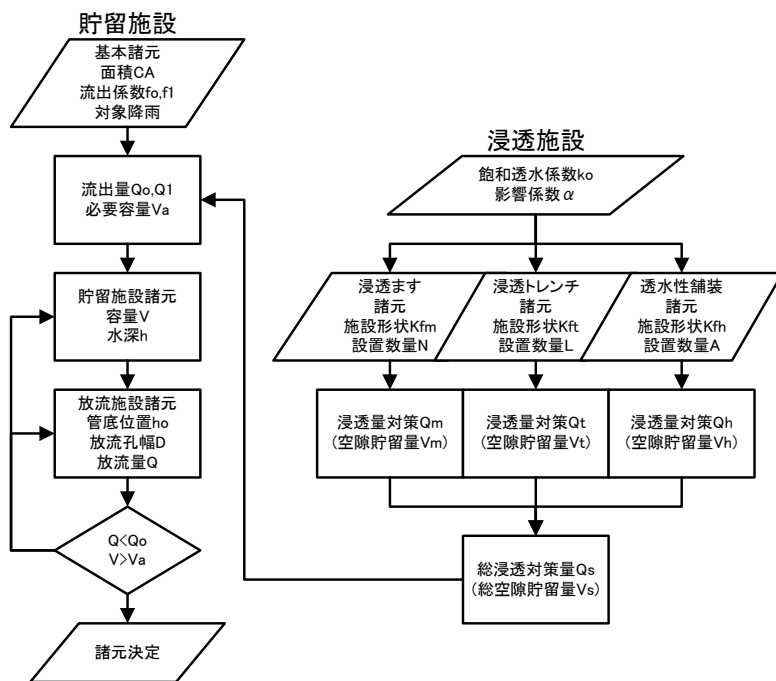


図 6-11 貯留浸透施設設計フロー

表 6-7 調整池容量計算システム用チェックシート

(様式E)

調整池容量計算システム用チェックシート

手入力
計算システムにより算出した結果を入力
自動計算のセル(何も入力しない)

諸元			算定方法等				指針参照表	
基本諸元								
雨水浸透阻害行為区域	a	m <sup>2</sup> (ha)	3,160	0.3160	開発区域内で雨水浸透阻害行為を行う面積			
雨水浸透阻害行為に該当しない区域	b	m <sup>2</sup> (ha)	440	0.0440	開発区域内で雨水浸透阻害行為にあたらない面積			
開発区域	A <sub>a</sub>	m <sup>2</sup> (ha)	3,600	0.3600	A <sub>a</sub> = a + b			
開発区域外から雨水を流入する区域	A <sub>b</sub>	m <sup>2</sup> (ha)			開発区域外から雨水が調整池に入る面積			
集水区域	A	m <sup>2</sup> (ha)	3,600	0.3600	A = A <sub>a</sub> + A <sub>b</sub>			
合成流出係数	行為前	f <sub>0</sub>		0.286	計算システムにより算出し入力			
	行為後	f <sub>1</sub>		0.929	計算システムにより算出し入力			
基準降雨	W			1/10				
ピーク流入量	行為前	Q <sub>0</sub>	m <sup>3</sup> /s	0.03645	計算システムにより算出し入力			
	行為後	Q <sub>1</sub>	m <sup>3</sup> /s	0.11290	計算システムにより算出し入力			
直接放流区域がある場合			開発区域内に調整池に流入しない面積がある場合に入力					
直接放流区域	c	m <sup>2</sup> (ha)			開発区域内で調整池に流入しない面積			
合成流出係数	行為後	f <sub>c</sub>			直接放流区域の平均流出係数			
直接放流量	行為後	q <sub>1</sub>	m <sup>3</sup> /s		Q <sub>0</sub> = 1/360 * f <sub>c</sub> * c			
直接放流区域を除いた集水区域	A <sub>c</sub>	m <sup>2</sup> (ha)			A <sub>c</sub> = A - c			
合成流出係数	行為前	f <sub>0c</sub>			計算システムにより算出し入力			
	行為後	f <sub>1c</sub>			計算システムにより算出し入力			
許容放流量	Q <sub>F段</sub> , Q <sub>上段</sub>	m <sup>3</sup> /s	0.03645		Q <sub>F段</sub> = Q <sub>0</sub> - q <sub>1</sub> - Q <sub>上段</sub>			
浸透施設諸元								
飽和透水係数	台地・段丘or微高地or低地or現地試験	k <sub>0</sub>	cm/s	0.00700	「台地・段丘」、「微高地」、「低地」の中より選択して記入			
		k <sub>0'</sub>	m/hr	0.25	←少数第5位まで 現地試験の場合に入力する k <sub>0'</sub> = k <sub>0</sub> × 3600 / 100			
影響係数	α		0.81	地下水位、目づまり等による影響に対する安全率(=0.81)				
			①	②	③	④	←それぞれ4種類まで入力可能	
浸透ます	ますの種類						←円筒ます:1, 正方ます:2, 矩形ます:3	
	浸透面						←側面及び底面:1, 底面:2	
	幅1(直径)	w1(d)	m				設置する浸透ますの幅(直径): 充填砕石部	
	幅2(延長)	w2(L)	m				設置する浸透ますの幅(延長) ※円筒、正方の場合は記入不要	
	幅3(直径)	w3(d)	m				設置する浸透ます本体の幅(直径)	
	設計水頭	H	m				設置する浸透ますの設計水頭	
	比浸透量	k <sub>ft</sub>	m <sup>2</sup>				幅(直径)、設計水頭を用いて算定式により算出	
	個数	N	個				設置する浸透ますの個数	
	浸透対策量	Q <sub>m1~n</sub>	m <sup>3</sup> /hr	0.00	0.00	0.00	0.00	Q <sub>m1~n</sub> = k <sub>0'</sub> × α × k <sub>ft</sub> × N
	浸透対策量計	Q <sub>m</sub>	m <sup>3</sup> /s		0.00000			(Q <sub>m</sub> = Q <sub>m1</sub> + Q <sub>m2</sub> + ... + Q <sub>mn</sub> ) / 3600
体積	v <sub>m1~n</sub>	m <sup>3</sup>	0.00	0.00			設置する浸透ますの形状により算出	
空隙率	α <sub>m1~n</sub>	%					使用する部材により決定	
空隙貯留量計	v <sub>m</sub>	m <sup>3</sup>		0.000			v <sub>m</sub> = v <sub>m1</sub> × α <sub>m1</sub> + v <sub>m2</sub> × α <sub>m2</sub> + ... + v <sub>mn</sub> × α <sub>mn</sub>	
浸透トレンチ及び浸透側溝	幅	w	m				設置する浸透トレンチの幅	
	設計水頭	H	m				設置するトレンチの設計水頭	
	比浸透量	k <sub>ft</sub>	m <sup>2</sup>	0.00	0.00	0.00	0.00	幅、設計水頭を用いて算定式により算出
	延長	L <sub>t</sub>	m					設置する浸透トレンチの延長
	浸透対策量	Q <sub>t1~n</sub>	m <sup>3</sup> /hr	0.00	0.00	0.00	0.00	Q <sub>t1~n</sub> = k <sub>0'</sub> × α × k <sub>ft</sub> × L <sub>t</sub>
	浸透対策量計	Q <sub>t</sub>	m <sup>3</sup> /s		0.00000			(Q <sub>t</sub> = Q <sub>t1</sub> + Q <sub>t2</sub> + ... + Q <sub>tn</sub> ) / 3600
	体積	v <sub>t1~n</sub>	m <sup>3</sup>	0.00	0.00			設置する浸透トレンチの形状により算出
空隙率	α <sub>t1~n</sub>	%					使用する部材により決定	
空隙貯留量計	v <sub>t</sub>	m <sup>3</sup>		0.000			v <sub>t</sub> = v <sub>t1</sub> × α <sub>t1</sub> + v <sub>t2</sub> × α <sub>t2</sub> + ... + v <sub>tn</sub> × α <sub>tn</sub>	
透水性舗装	設計水頭	H	m	0.18				施工する透水性舗装の設計水頭
	比浸透量	k <sub>fb</sub>	m <sup>2</sup>	1.290	0.000	0.000	0.000	設計水頭を用いて算定式により算出
	面積	A <sub>b</sub>	m <sup>2</sup>	2100.00				施工する透水性舗装の面積
	浸透対策量	Q <sub>b1~n</sub>	m <sup>3</sup> /hr	548.57	0.00	0.00	0.00	Q <sub>b1~n</sub> = k <sub>0'</sub> × α × k <sub>fb</sub> × A <sub>b</sub>
	浸透対策量計	Q <sub>b</sub>	m <sup>3</sup> /s		0.15238			(Q <sub>b</sub> = Q <sub>b1</sub> + Q <sub>b2</sub> + ... + Q <sub>bn</sub> ) / 3600
	体積	v <sub>b1~n</sub>	m <sup>3</sup>	378.00				施工する透水性舗装の形状により算出
空隙率	α <sub>b1~n</sub>	%	10				使用する部材により決定	
空隙貯留量計	v <sub>b</sub>	m <sup>3</sup>		37.800			v <sub>b</sub> = v <sub>b1</sub> × α <sub>b1</sub> + v <sub>b2</sub> × α <sub>b2</sub> + ... + v <sub>bn</sub> × α <sub>bn</sub>	
その他	浸透対策量	Q <sub>x1~n</sub>	m <sup>3</sup> /hr					施工する施設の浸透能力により算出し入力
	浸透対策量計	Q <sub>x</sub>	m <sup>3</sup> /s		0.00000			(Q <sub>x</sub> = Q <sub>x1</sub> + Q <sub>x2</sub> + ... + Q <sub>xn</sub> ) / 3600
	空隙貯留量	v <sub>x1~n</sub>	m <sup>3</sup>					使用する二次製品の空隙貯留量を入力
	空隙貯留量計	v <sub>x</sub>	m <sup>3</sup>		0.000			v <sub>x</sub> = v <sub>x1</sub> + v <sub>x2</sub> + ... + v <sub>xn</sub>
浸透対策量	合計	Q <sub>s</sub>	m <sup>3</sup> /s	0.15238			Q <sub>s</sub> = Q <sub>m</sub> + Q <sub>t</sub> + Q <sub>b</sub> + Q <sub>x</sub>	
空隙貯留量	合計	v <sub>s</sub>	m <sup>3</sup>	37.800			v <sub>s</sub> = v <sub>m</sub> + v <sub>t</sub> + v <sub>b</sub> + v <sub>x</sub>	
貯留施設諸元								
池の壁面形状	池の勾配	直壁 or 1:○			←「直壁」、「1:○」、「複断面」を記入			
自然放流方式 2段オリフイス方式 ポンプ放流方式	水深~容量関係 水深~ポンプ関係	水深(m)	容量(v)	水深(m)	ポンプ(v)	地盤高、外水位の高さ等を考慮して設定した貯留施設の形状により作成		
		①		①				
		②		②				
		③		③				
		④		④				
		⑤		⑤				
		⑥		⑥				
		⑦		⑦				
⑧		⑧						
放流施設諸元			自然、2段(下段)	2段(上段)				
放流孔形状	直径(高さ)	φ(D)	m	計算システムにより算出し入力				
	矩形の場合~幅	B	m	計算システムにより算出し入力				
	池底から	h <sub>0</sub>	m	計算システムにより算出し入力				
最大放流量	Q <sub>max</sub>	m <sup>3</sup> /s	0.00000	計算システムにより算出し入力				
池内最大水深	H <sub>max</sub>	m		計算システムにより算出し入力				
池内最大ボリューム	V <sub>max</sub>	m <sup>3</sup>		計算システムにより算出し入力				
開発区域に必要な調整池容量	V	m <sup>3</sup> /ha	0A	V = V <sub>max</sub> / a × 10,000				
放流量評価	OK or NG	OK		0.00000	許容放流量 Q ≥ 最大放流量 Q <sub>max</sub> + 直接放流量 q <sub>1</sub>			



**ステップ5** 申請書類の確認

雨水浸透阻害行為の許可申請に必要な書類の有無や内容について確認する。

**3.6 許可申請に必要な書類の有無の確認**

許可申請に必要な書類の有無を以下のチェックリストによって確認する。

**表 6-9 申請書類の有無を確認するチェックリスト**

申請必要書類	有無の確認		備 考
	申請者	許可権者	
雨水浸透阻害行為許可申請書（別記様式第2）			
計画説明書			
現況地形図			
土地利用計画図			
排水施設計画平面図			
対策工事の位置図			
対策工事の計画図			
行為区域位置図			
行為区域区域図			
様式A 土地利用別面積集計表			
様式B 雨水浸透阻害行為後の流出量			
様式C 雨水貯留浸透施設の規模			
様式D 調整池容量計算結果			
様式E 貯留浸透施設チェックシート			

3.7 許可申請に必要な書類の内容確認

許可申請に必要な書類の内容を以下のチェックリストによって確認する。

表 6-10 申請書類の内容を確認するチェックリスト（その1）

申請書類内容確認チェックリスト（その1）		確認欄	
確認内容	チェックポイント	申請	許可
<b>雨水浸透阻害行為 許可申請書（別記様式第二 第十六条関係）</b>			
「第30条」の場合は「許可申請」、「第35条」の場合は「協議」と正しく示されているか	正しく識別されていることを確認する		
申請日（日付）が記入されているか	申請日を確認する		
申請先（知事等）の記入が正しいか	申請先が正しいかを確認する		
申請者の住所、氏名がなされているか	住所、氏名が記入されているかを確認する		
「雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称」が正しく記入されているか	行為区域位置図及び行為区域区域図と照合し確認する		
「雨水浸透阻害行為区域の面積」が正しく記入されているか	アレータ等の合理的な方法で添付図の面積をはかり確認する		
「雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要」が正しく記入されているか	工事計画概要の内容が簡潔に記入されていることを確認する		
「対策工事の計画の概要」が正しく記入されているか	対策工事概要の内容が簡潔に記入されていることを確認する		
「雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日」が正しく記入されているか	記入されている日付が妥当であるかを確認する		
「雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日」が正しく記入されているか	記入されている日付が妥当であるかを確認する		
「対策工事の着手予定日」が正しく記入されているか	記入されている日付が妥当であるかを確認する		
「対策工事の完了予定日」が正しく記入されているか	記入されている日付が妥当であるかを確認する		
「その他必要な事項」が記入されている場合、協議資料が添付されているか	協議資料の添付を確認し、協議事項、許可予定日を確認する		
<b>計画説明書</b>			
申請者の住所、氏名が記入されているか	住所・氏名が記入されているかを確認する		
「雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称」が正しく記入されているか	行為区域位置図及び行為区域区域図と照合し確認する		
「雨水浸透阻害行為の内容」が正しく記入されているか	工事計画概要の内容が簡潔に記入されていることを確認する		
「行為区域の面積」が正しく記入されているか	集水区域面積の値が記入されているかを確認する		
「基本方針」が正しく記入されているか	申請内容の考え方が簡潔で明確に記入されているかを確認する		
「行為区域内の土地の現況」が正しく記入されているか	現況地形図に記載されている値と合っているかを確認する		
「行為区域内の土地利用計画」が正しく記入されているか	土地利用計画図に記載されている値と合っているかを確認する		
「行為前（行為後）の流出係数」が正しく記入されているか	様式Aに記載されている値と合っているかを確認する		
「行為前（行為後）の流出雨量」が正しく記入されているか	様式Eに記載されている値と合っているかを確認する		
「雨水貯留浸透施設の計画」が正しく記入されているか	様式Eに記載されている値と合っているかを確認する		
<b>現況地形図</b>			
記載されている図面が正しいか	地形縮尺や等高線等が基準に合った図面であるかを確認する		
記載されている図面に必要な情報が明記されているか	土地利用計画が明確に色分けされているかを確認する エリア毎の土地利用形態と面積が記入されているかを確認する 全ての写真撮影方向が図面上に明記されているかを確認する		
記載されている表が正しく記入されているか	図面上の情報と整合がとれているかを確認する		
添付されている写真により現地の土地利用状況が正しく判別できるか	写真方向や写真枚数が適正であるかを確認する		

表 6-11 申請書類の内容を確認するチェックリスト（その2）

申請書類内容確認チェックリスト（その2）			
確認内容	チェックポイント	確認欄	
		申請	許可
<b>土地利用計画図</b>			
記載されている図面が正しいか	地形縮尺や等高線等が基準に合った図面であるかを確認する		
記載されている図面に必要な情報が明記されているか	土地利用計画が明確に色分けされているかを確認する エリア毎の土地利用形態と面積が記入されているかを確認する		
記載されている表が正しく記入されているか	図面上の情報と整合がとれているかを確認する		
<b>排水施設計画平面図</b>			
記載されている図面が正しいか	地形縮尺や等高線等が基準に合った図面であるかを確認する		
記載されている図面に必要な情報が明記されているか	排水施設の位置が明確に記入されているかを確認する		
	排水系統に問題がなく、明確に記入されているを確認する		
	吐口の位置が明確に記入されているかを確認する 放流先の名称が明確に記入されているかを確認する		
<b>対策工事の計画図</b>			
記載されている図面が正しいか	地形縮尺や等高線等が基準に合った図面であるかを確認する		
雨水貯留浸透施設の形状が明記されているか	対策工事の平面図が明記されているかを確認する		
	対策工事の縦断面図が明記されているかを確認する		
	対策工事の横断面図が明記されているかを確認する		
	雨水浸透阻害行為面積の値が記入されているかを確認する 平面図に標識設置予定位置が明記されているかを確認する		
雨水貯留施設の構造の詳細が明記されているか	対策工事の流入口の詳細が明記されているかを確認する 対策工事の放流口の詳細が明記されているかを確認する		
<b>行為区域位置図</b>			
記載されている図面が正しいか	地形縮尺や等高線等が基準に合った図面であるかを確認する		
記載されている図面に必要な情報が明記されているか	工事位置が着色等により明確にされているかを確認する 道路名・河川名が記入されているかを確認する		
<b>行為区域区域図</b>			
記載されている図面が正しいか	地形縮尺や等高線等が基準に合った図面であるかを確認する		
記載されている図面に必要な情報が明記されているか	土地利用計画が明確にされているかを確認する 県境・市町村界が記入されているかを確認する		
<b>対策工事が技術基準に適合する書類</b>			
土地利用別面積集計表(様式A)が正しく作成されているか	エラーチェック欄にエラー項目が出ていないかを確認する		
	現況地形図に記載されている値と合っているかを確認する		
	土地利用計画図に記載されている値と合っているかを確認する		

表 6-12 申請書類の内容を確認するチェックリスト (その3)

申請書類内容確認チェックリスト (その3)			
確認内容	チェックポイント	確認欄	
		申請	許可
対策工事が技術基準に適合する書類			
雨水浸透阻害行為後の流出量(様式B)が正しく作成されているか	行為前・行為後の流入量の表が添付されているかを確認する		
	行為前・行為後の流入量の表にピーク表示があるかを確認する		
	流入量時間グラフに必要な情報が明記されているかを確認する		
雨水貯留浸透施設の規模(様式C)が正しく作成されているか	対策工事の位置がわかる位置図が記載されているかを確認する		
	対策工事の諸元表が記載されているかを確認する		
	対策工事の諸元表に必要な事項が記入されているかを確認する		
	対策工事の断面図が記載されているかを確認する		
調整池容量計算結果(様式D)が正しく作成されているか	対策工事の断面図に必要な事項が記入されているかを確認する		
	許容放流量と調整後放流量の表が添付されているかを確認する		
	許容放流量と調整後放流量の表にピーク表示があるかを確認する		
貯留浸透施設チェックシート(様式E)が正しく作成されているか	流量ハイドログラフに必要な情報が明記されているかを確認する		
	簡易法用とシステム用が正しく使用されているかを確認する		
	計算結果が正確に記入されているかを確認する		

### 3.8 許可申請に必要な書類の留意事項

許可申請に必要な書類の審査において、以下に示した事項については、特に留意することとする。

#### 1) 雨水排水区域図により排水先の確認

下水道の雨水排水計画図により事業エリアの排水先となる地点の幹線名等を確認する。

#### 2) 開発面積と集水面積及び雨水浸透阻害行為面積の確認

下水道の雨水排水計画図等により開発面積、集水面積、雨水浸透阻害行為面積の関係が行為区域図に明示されているか確認する。

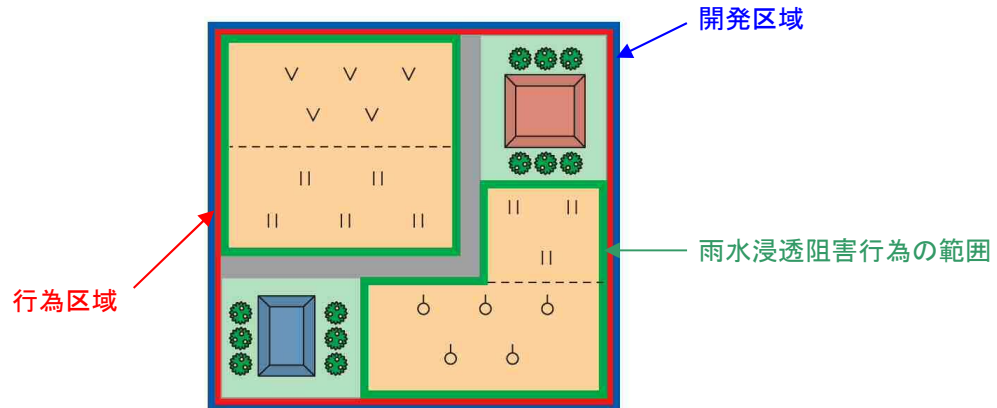


図 6-12 各エリアの確認

#### 3) 合成流出係数の算出方法の確認

合成流出係数算定面積と集水面積が整合しているかを確認する。

#### 4) 雨水浸透施設が浸透施設の設置禁止区域内に設置していないか確認

各種規制範囲や本指針を活用し、雨水浸透施設が設置禁止区域内に設置されていないかを確認する。

#### 5) 雨水貯留浸透施設の構造形式の確認

雨水貯留浸透施設の構造形式を確認する。なお、構造形式は、「流域貯留施設等設置指針(案)」及び「防災調節池等技術基準(案)」等を参考とする。

#### 6) 標識設置予定位置の確認

雨水貯留浸透施設の標識の設置位置については、以下の事項に留意し、申請者と協議し設定する。

- ① 雨水貯留浸透施設等が複数設置される場合は、代表1ヶ所に標識を設置する。
- ② 設置場所は、施設周辺の居住者や事業経営者の見やすい場所に設ける。
- ③ 対策工事が調整池の場合は、調整池の近傍が望ましい。
- ④ 対策工事に浸透施設等が複数設置される地区では、地域案内看板や防災看板等で検討する。

7) 排水先の妥当性の確認

雨水貯留浸透施設の放流口の敷高が排水先水位の影響を受けないか、また流入口の敷高が呑口の地盤高から背水影響が発生しないか確認する。(図 6-13~15 参照)

① 例示 1 (雨水貯留施設の放流口が背水の影響を受けるかどうか確認)

調整池の放流口の高さや排水先の水位 (HWL) を比較し、互いに影響を受けないことを確認する。

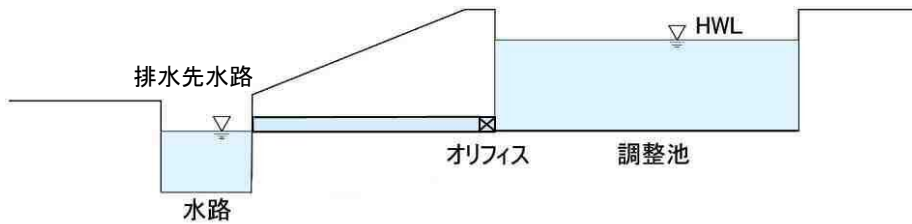


図 6-13 放流口の位置

② 例示 2 (雨水貯留施設の流入口が背水の影響を受けるかどうか確認)

調整池の流入口の高さと調整池水位を比較し、流入管が背水の影響を受けないことを確認する。

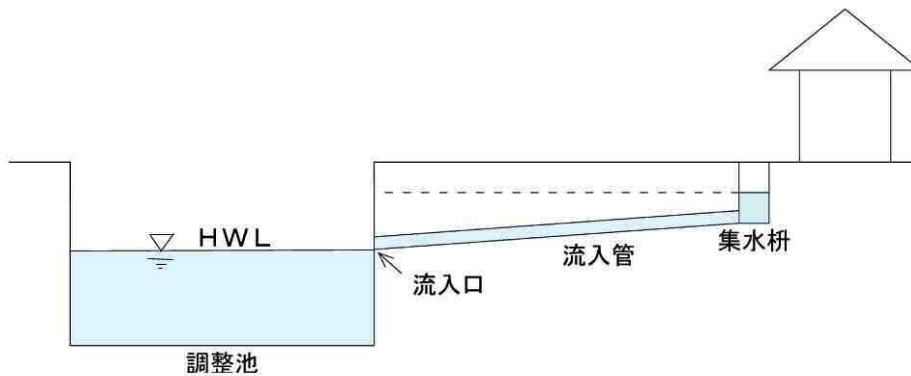


図 6-14 流入口の位置

③ 例示 3 (ポンプ排水となる場合)

排水先の水位関係より自然排水かポンプ排水か判定する。

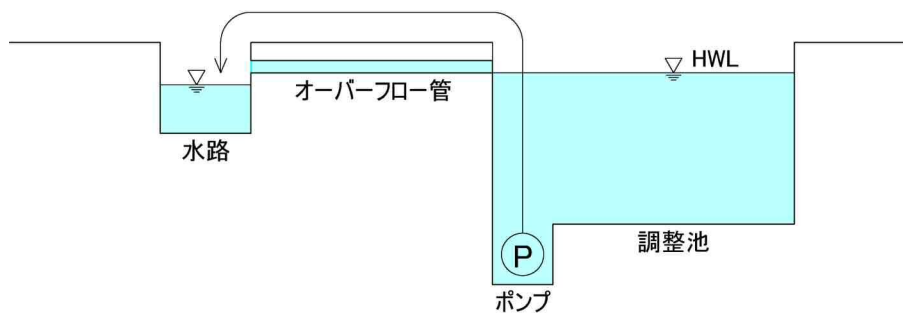


図 6-15 ポンプ排水

**ステップ6** 許可又は不許可の通知

都道府県知事等は、法第30条の許可の申請があったときは、法第36条に基づき遅滞なく許可又は不許可の処分をしなければならない。  
 許可又は不許可の処分は、文章をもって申請者に通知しなければならない。

**3.9 許可又は不許可の通知**

許可申請が**ステップ5**において適正であると判断された場合は、下図の許可書又は協議書により、申請者へ通知することとする。

【特定都市河川法第30条関係】	
	第 号 年 月 日
住 所 氏 名	様  静岡市長 印 (建設局土木部 課)
雨水浸透阻害行為の許可申請について (許可)	
令和 年 月 日付けの申請については、特定都市河川浸水被害対策法第30条の規定によって、下記のとおり許可します。	
記	
1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
2 雨水浸透阻害行為区域の面積	
3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要	
4 対策工事の計画の概要	
5 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日	
6 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日	
7 対策工事の着手予定日	
8 対策工事の完了予定日	
9 その他	
担当 電話	
<small>                     教示事項                      1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、静岡市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。                      2 この処分については、この処分があったことを知った日(上記1の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6箇月以内に、静岡市を被告として(訴訟において静岡市を代表する者は静岡市長となります)。処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日(上記1の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。                 </small>	

図 6-16 許可書 (法第 30 条関係)

【特定都市河川法第35条関係】	
	第 号 年 月 日
国、地方公共団体名	殿  静岡市長 印 (建設局土木部 課)
雨水浸透阻害行為の許可申請について (回答)	
令和 年 月 日付けの申請については、特定都市河川浸水被害対策法第35条の規定によって、下記のとおり協議が成立したので通知します。	
記	
1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
2 雨水浸透阻害行為区域の面積	
3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要	
4 対策工事の計画の概要	
5 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日	
6 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日	
7 対策工事の着手予定日	
8 対策工事の完了予定日	
9 その他	
担当 電話	
<small>                     教示事項                      1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、静岡市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。                      2 この処分については、この処分があったことを知った日(上記1の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6箇月以内に、静岡市を被告として(訴訟において静岡市を代表する者は静岡市長となります)。処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日(上記1の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。                 </small>	

図 6-17 協議書 (法第 35 条関係)

**ステップ7 工事着手届**

法第30条の許可を受けた者は、当該許可に係わる雨水浸透阻害行為に関する工事を着手する場合、工事着手届を提出しなければならない。

**3.10 工事着手届**

許可を受けた者について、対策工事を着手する場合は、工事着手届出書により静岡市長へ届け出なければならない。

また、着手届の提出があった場合には、許可を受けた者に対して以下の事項を説明するものとする。

**1) 一般**

雨水浸透阻害行為及び対策工事（貯留施設及び浸透施設の設置に係わる工事）における着手予定日又は完了予定日の変更に関し、軽微な変更は「3.11 申請内容の変更」に基づく変更届出書による変更申請を行う。

それ以外の変更は、変更許可申請書を必要とする。

(法第16条)

**2) 施工**

**(1) 位置等の変更**

施工の作業性・効率性を理由に、現場において無断で対策施設の位置等を変更してはならない。特に、以下の行為においても、調整池の計算容量・水位・放流量が変わるため、注意が必要である。

- ①オリフィスの大きさ（径）の変更⇒小さくすることも不可
- ②オリフィス管底の位置（レベル）の変更
- ③表面調整池の場合の地盤レベルの変更
- ④建物周りで表面調整池を計画している場合における建物配置の変更
- ⑤集水区域の変更（例えば、直接放流区域面積の拡大、集水区域が物理的に分離される箇所（集水区域境界）の変更、或いは宅地分譲の場合の各区画の面積変更など）

**(2) 出来形の管理**

貯留施設として駐車場等の地番面を切り下げて雨水を貯める表面調整池を計画している場合は、地盤面の仕上げ（出来形）が調整池の容量に影響するため出来形の精度管理が重要である。（完了検査において、調整池の容量不足が判明した場合、大規模な是正工事が必要となる可能性がある）

**(3) 地下埋設物の出来形管理**

地下埋設部の施工については、完了検査時に目視することができないため、施工段階写真と併せて出来形写真の撮影が必要である。（第7章に詳述）

【静岡市施行細則】

様式第4号(第6条関係)

雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住所 { 法人にあっては、その  
主たる事務所の位置 }  
申請者 { 法人にあっては、その  
氏名 名称及び代表者の氏名 }  
氏名 { }  
電話 { }

静岡市特定都市河川浸水被害対策法等施行細則第6条の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事(許可番号 年 月 日 第 号)に着手した旨を次のとおり届け出ます。

1	雨水浸透阻害行為に関する工事の着手年月日	年 月 日
2	対策工事の着手(予定)年月日	年 月 日
3	雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
4	工事施工者	

(1) 住所(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)  
(2) 氏名(法人にあっては、その名称及び代表者氏名)  
(3) 連絡場所 (電話 )  
(4) 現場管理者氏名

図 6-18 雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書



**ステップ8 申請内容の変更**

法第37条に基づき法第30条の許可を受けた者は、雨水浸透阻害行為をする土地の区域(以下「行為区域」という)の位置、区域及び規模を変更しようとする場合においては、都道府県知事等の許可受けなければならない。

ただし、着手予定日及び完了予定日の変更の場合は、軽微な変更とみなし届け出となる。

**3.11 申請内容の変更**

許可を受けた者について、行為区域の位置、区域、規模を変更する場合は、変更許可申請(協議)書により、静岡市長へ許可申請(協議)しなければならない。

また、工事の着手予定日又は完了予定日の変更のみの場合は、変更届出書により静岡市長へ届け出なければならない。

【静岡市施行細則】

様式第2号(第5条関係)

雨水浸透阻害行為変更許可申請(協議)書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住所 (法人にあっては、その主たる事務所の位置)  
申請者 氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)  
電話

特定都市河川浸水被害対策法 第37条第1項  
第37条第4項において準用する同法第35条の規定により、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項の変更について次とおり 許可を申請 協議 します。

雨水浸透阻害行為の変更に係る事項	1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
	2 雨水浸透阻害行為区域の面積	平方メートル
	3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要	
	4 対策工事の計画の概要	
	5 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日	年 月 日
	6 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日	年 月 日
	7 対策工事の着手予定日	年 月 日
	8 対策工事の完了予定日	年 月 日
	9 その他必要な事項	
変更の理由		
雨水浸透阻害行為の許可の許可番号	年 月 日 第 号	
※受付番号	年 月 日 第 号	
※変更の許可に付した条件		
※変更の許可の許可番号	年 月 日 第 号	

備考

- ※印のある欄は、記載しないこと。
- 「雨水浸透阻害行為の概要の変更に係る事項」の欄は、変更をしようとする事項について変更後のものを記載すること。
- 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画及び対策工事の計画の変更については、概要の記述の末尾に「(計画の詳細は、別葉の計画説明書及び計画図による。)」と記載し、それぞれ計画説明書及び計画図を別葉とすること。
- 「その他必要な事項」の欄には、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項の変更を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

図 6-19 雨水浸透阻害行為変更許可申請(協議)書

【静岡市施行細則】

様式第3号(第5条関係)

雨水浸透阻害行為変更届出書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住所 (法人にあっては、その主たる事務所の位置)  
申請者 氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)  
電話

特定都市河川浸水被害対策法第37条第3項の規定により、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項を変更した旨を次とおり届け出ます。

雨水浸透阻害行為の許可の許可番号		年 月 日 第 号	
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称			
変更に係る事項	雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日	新 年 月 日 旧 年 月 日	
	雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日	新 年 月 日 旧 年 月 日	
	対策工事の着手予定日	新 年 月 日 旧 年 月 日	
	対策工事の完了予定日	新 年 月 日 旧 年 月 日	
	変更の理由		
	その他必要な事項		

図 6-20 雨水浸透阻害行為変更届出書

**ステップ9** 工事完了の検査等

法第30条の許可を受けた者は、当該許可に係わる雨水浸透阻害行為に関する工事を完了し、又は工事を廃止したときは国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

**3.12 対策工事の完了（廃止）時の届出**

許可を受けた者について、対策工事が完了した場合は、図6-21の工事完了届出書により、静岡市長へ届け出なければならない。

また、対策工事を廃止した場合は、図6-22であらわした工事廃止届出書により静岡市長へ届け出なければならない。

【特定都市河川法施行規則】

別記様式第三（第二十六条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書

年 月 日

殿

届出者 住所  
氏名

特定都市河川浸水被害対策法第38条第1項の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号 年 月 日第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

1 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了年月日 年 月 日  
 2 対策工事の完了年月日 年 月 日  
 3 雨水浸透阻害行為に関する工事を完了した行為区域に含まれる地域の名称

※受付番号	年 月 日	第	号
※検査年月日	年 月 日		
※検査結果	合	否	
※検査済証番号	年 月 日	第	号

備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
 2 ※印のある欄は記載しないこと。

【特定都市河川法施行規則】

別記様式第四（第二十六条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書

年 月 日

殿

届出者 住所  
氏名

特定都市河川浸水被害対策法第38条第1項の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号 年 月 日第 号）を下記のとおり廃止しましたので届け出ます。

記

1 雨水浸透阻害行為に関する工事廃止年月日 年 月 日  
 2 雨水浸透阻害行為に関する工事を廃止した行為区域に含まれる地域の名称

備考 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

図6-21 工事完了届出書

図6-22 工事廃止届出書

### 3.13 対策工事の検査

静岡市長は、雨水浸透阻害行為に対する対策工事が完了した旨の届出があったときは、遅滞なく、当該工事が法第32条の政令で定める技術的基準に適合しているかどうかについて検査しなければならない。

#### 1) 雨水貯留浸透施設の検査

許可を受けた者は、許可権者が指定する検査シートと、対策工事の出来高図を作成し、検査を受けるものとする。

検査内容及び方法については、次章「雨水貯留浸透施設の施工・完了検査」を参照されたい。

#### 2) 検査済証の交付

静岡市長は、雨水浸透阻害行為に関する工事が検査の結果、特定都市河川浸水被害対策法第30条の規定による雨水浸透阻害行為の許可の内容に適合していると認めた場合は、検査済証の交付を行う。

<p>様式第5号(第10条関係)</p> <p style="text-align: center;">雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証</p> <p style="text-align: right;">第          号 年   月   日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">静岡市長          印</p> <p>次の雨水浸透阻害行為に関する工事は、特定都市河川浸水被害対策法第38条第2項の規定による検査の結果、同法第32条の政令で定める技術的基準に適合していることを証明します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; text-align: center;">許 可 番 号</td> <td style="width: 60%; text-align: center;">年   月   日          第          号</td> </tr> <tr> <td>雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>許可を受けた者の住所及び氏名(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)</td> <td></td> </tr> </table>	許 可 番 号	年   月   日          第          号	雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称		許可を受けた者の住所及び氏名(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)		<p><b>【静岡市施行細則】</b></p>
許 可 番 号	年   月   日          第          号						
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称							
許可を受けた者の住所及び氏名(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)							

図 6-23 検査済証

## 3.14 標識の設置

静岡市長は、対策工事の計画についての技術的基準に適合すると認めた場合は、雨水貯留浸透施設が存する旨を表示するため標識を設置し、その機能監視を行う。

## 【解説】

当該雨水貯留浸透施設が特定都市河川流域の特定都市河川、特定都市下水道又は地先の水路等の浸水被害防止に寄与していることを流域内住民等に対して周知させるため、その旨を記載し、機能と構造を図で示す等、簡易で安価な分かりやすいものが望ましい。

## 1) 標識の設置位置について

静岡市長は、検査済証を交付した対策工事において、申請書類に明記されている標識設置予定箇所に設置することとする。なお、現地再精査の結果、申請書類に明記された箇所よりも適当と判断された場合に限って、設置位置を変更することができる。

## 2) 標識の記載内容について

設置する標識の記載内容については、以下の項目を明示することとする。

- ① 雨水貯留浸透施設（以下この条において単に「施設」という。）の名称
- ② 雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号
- ③ 施設の容量（容量のない施設にあつては規模）及び構造の概要
- ④ 雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は静岡市長の許可を要する旨
- ⑤ 施設の管理者及びその連絡先
- ⑥ 標識の設置者及びその連絡先

## 3) 標識設置の簡略化について

設置する標識の規格は、大きさは600mm×400mm(図6-24参照)、設置方法はコンクリート基礎式を原則とするが、現地状況により困難と判断された場合は、対策工事の種類によって以下の大きさのプレート式にそれぞれ変更することができる。

表 6-13 設置する標識の規格

対策工事の種類		標識の規格
貯留施設		450mm×300mm 以上 (A 3 程度)
浸透施設	一般住宅	300mm×200mm 以上 (A 4 程度)
	道路	200mm×150mm 以上 (B 5 程度)
	集合住宅、駐車場、公園 学校、行政施設	450mm×300mm 以上 (A 3 程度)



図 6-24 標識の例示 (600mm×400mm)

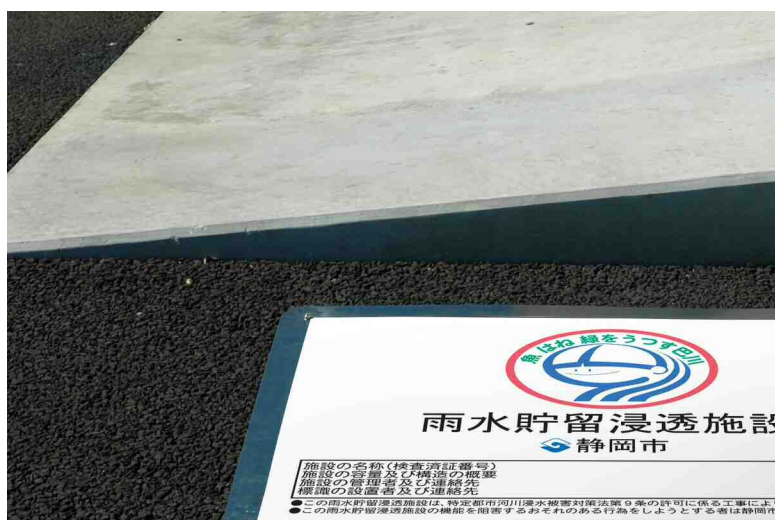


図 6-25 設置状況のイメージ (透水性舗装)

#### 4) 雨水貯留浸透施設の存置・機能監視

静岡市長は、パトロールを実施することにより、雨水貯留浸透施設の存置・機能監視及び無許可工事の早期発見に努めることとする。

また、安全対策の指導として、行為後の対応については、災害の防止のため必要があると認められるときは、排水施設の設置、改造その他必要な措置をとることを勧告し、又は、必要があると認める場合には、排水施設の措置、改造その他災害発生を未然に防止するために必要な工事を行うことを命ずるものとする。

#### 4 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の手続き

法第 32 条の国土交通省令で定める技術基準に適合すると認められた雨水貯留浸透施設について、次に掲げる行為を行う者は静岡市長の許可が必要である。但し、通常管理行為その他の行為で政令で定めるもの、及び非常災害のため必要な応急処置として行う行為についてはこの限りではない。

- (1) 雨水貯留浸透施設の全部又は一部の埋立て
- (2) 雨水貯留浸透施設（建築物等に設置されているものを除く。）の敷地である土地の区域における建築物等の新築、改築又は増築
- (3) 雨水貯留浸透施設が設置されている建築物等の改築又は除却（雨水貯留浸透施設に係る部分に関するものに限る。）
- (4) 前三号に掲げるもののほか、雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を阻害するおそれのある行為で政令で定めるもの

#### ステップ10 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可

##### 4.1 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為と通常管理行為その他の行為

法第 30 条により設置した雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為を行う場合は、雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請書（図 6-26 参照）を静岡市長に提出し許可を受ける必要がある。

##### 1) 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為（政令で定める行為）

- ① 雨水貯留浸透施設の敷地である土地（雨水貯留浸透施設が建築物等に設置されている場合にあつては、当該建築物等のうち当該施設に係る部分）において物件を移動の容易でない程度に堆積し、又は設置する行為
- ② 雨水貯留浸透施設を損傷する行為
- ③ 雨水貯留浸透施設の雨水の流入口又は流出口の形状を変更する行為

##### 2) 通常管理行為その他の行為で政令で定めるもの

- ① 雨水貯留浸透施設の維持管理のために行う行為
- ② 仮設の建築物等の建築その他の雨水貯留浸透施設又はその敷地である土地を一時的な利用に供する目的で行う行為（当該利用に供された後に当該雨水貯留浸透施設の機能が当該行為前の状態に戻されることが確実な場合に限る。）

**【特定都市河川法施行規則】**

別記様式第六（第二十九条関係）

雨水貯留浸透施設機能阻害行為 許可申請  
協 議 書

<p style="text-align: center;">第 39 条 第 1 項 の 特定都市河川浸水被害対策法 第 39 条第 4 項において準用する同法第 35 条</p> <p>規定により、雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為について、 許可を申請 します。</p> <p>協 議 年 月 日 殿</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名</p>	※ 手数料欄																															
雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の概要	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">1</td> <td style="width: 75%;">雨水貯留浸透施設の名称及び雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の種類</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為を行う地域の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の設計又は施行方法（保全工事を行う場合には、保全工事の設計又は施行方法を含む。）の概要</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>雨水貯留浸透施設の機能の保全上支障がないことを明らかにする事項</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為着手予定日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td>雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為完了予定日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8</td> <td>保全工事の着手予定日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9</td> <td>保全工事の完了予定日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10</td> <td>その他必要な事項</td> <td></td> </tr> </table>	1	雨水貯留浸透施設の名称及び雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号		2	雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の種類		3	雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為を行う地域の名称		4	雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の設計又は施行方法（保全工事を行う場合には、保全工事の設計又は施行方法を含む。）の概要		5	雨水貯留浸透施設の機能の保全上支障がないことを明らかにする事項		6	雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為着手予定日	年 月 日	7	雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為完了予定日	年 月 日	8	保全工事の着手予定日	年 月 日	9	保全工事の完了予定日	年 月 日	10	その他必要な事項		
1	雨水貯留浸透施設の名称及び雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号																															
2	雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の種類																															
3	雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為を行う地域の名称																															
4	雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の設計又は施行方法（保全工事を行う場合には、保全工事の設計又は施行方法を含む。）の概要																															
5	雨水貯留浸透施設の機能の保全上支障がないことを明らかにする事項																															
6	雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為着手予定日	年 月 日																														
7	雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為完了予定日	年 月 日																														
8	保全工事の着手予定日	年 月 日																														
9	保全工事の完了予定日	年 月 日																														
10	その他必要な事項																															
※受付番号	年 月 日 第 号																															
※許可に付した条件																																
※許可番号	年 月 日 第 号																															

備考

- 1 「許可申請」「第 39 条 第 1 項」「許可を申請協議」、第 39 条第 4 項において準用する同法第 35 条、「協議」については、該当するものを○で囲むこと。
- 2 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。
- 4 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の設計又は施行方法(保全工事を行う場合には、保全工事の設計又は施行方法を含む。)については、概要の記述の末尾に「(設計又は施行方法の詳細は、別葉の計画図による。)」と記載し、計画図を別葉とすること。
- 5 「その他必要な事項」の欄には、雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為を行うことについて、建築基準法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

図 6-26 雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請(協議)書

4.2 許可申請時に必要となる図面（省令第39条）

許可申請に必要な図面は下表のとおりである。なお、作成する際には、前述の **ステップ3** 及び **ステップ4** を参照すること。

表 6-14 許可申請時に必要となる図面

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
雨水貯留浸透施設の位置図	雨水貯留浸透施設の位置及び集水区域	2,500分の1以上	
雨水貯留浸透施設の現況図	雨水貯留浸透施設の形状	2,500分の1以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。
	雨水貯留浸透施設の構造の詳細	2,500分の1以上	流入口及び放流口の構造を含むものであること。
雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の計画図	当該行為により設置される施設の形状	2,500分の1以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。
	当該行為により設置される施設の構造の詳細	500分の1以上	
保全工事の計画図	保全工事に係る施設の形状	2,500分の1以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。
	保全工事に係る施設の構造の詳細	500分の1以上	流入口及び放流口の構造を含むものであること。

ステップ3  
を参照

法9条にて  
作成済

ステップ4  
を参照

4.3 工事完了の検査等

対策工事完了に伴って行う検査については、**ステップ9**を参照し、同様に行うものとする。